

堺市美術資料貸付承認書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申込みがあった美術資料の貸付けについて、堺市所蔵美術資料貸付要綱第5条の規定により、次のとおり承認します。

1 貸付作品・資料等

作品・資料名	
大きさ	
作者名・産地名	
評価額	
展示場所	
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

2 遵守事項

- (1) 「堺市所蔵美術資料貸付要綱」を遵守し、堺市の指示に従うこと。
- (2) 上記資料の輸送、展示に要する一切の経費は、借受者において負担すること。
- (3) 上記資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、汚損、破損、滅失等の事故を未然に防止するため、原則として室内で専用の展示スペースや展示ケースを確保すること。
- (4) 上記資料を貸付けの目的以外に使用しないこと。
- (5) 上記資料を転貸し、又は権利を譲渡しないこと。
- (6) 上記資料を展示するときは、著作者名を表示するとともに、堺市所蔵であることを表示すること。
- (7) 上記資料の複写・複製・印刷物転載等をしないこと。その他、上記資料の著作権等の権利を侵害しないこと。
- (8) 上記資料の汚損、破損、滅失等により堺市に損害が生じたときは、直ちに堺市に報告し、その指示に従うとともに、原状に復する、又は損害を賠償すること。
- (9) 貸付期間を遵守し、貸付期間終了時まで返還すること。
- (10) 貸出期間中に市長が貸付承認を取り消したときは、速やかに返還すること。
- (11) 貸付申込書の記載内容に変更がある場合は、速やかに報告すること。
- (12) 堺市と協議の上、必要に応じ、付保すること。
- (13) 上記資料の展示状況を写真その他の資料を添えて報告すること。